を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHz」に改め、同表シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同条第二項第一号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

第四十九条の六の十一第二項第一号イ中「又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」を削る。

別表第一号注31(1)オ及び別表第一号第12の2中「815MHz」を「718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHz」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

告　示

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十三第一項の規定により交通事故調査分析センターとして指定した財団法人交通事故総合分析センターから、同条第三項の規定に基づき、名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十七日　　国家公安委員会委員長　松原　仁

一　交通事故調査分析センターの名称

㈠　変更前の名称　財団法人交通事故総合分析センター

㈡　変更後の名称　公益財団法人交通事故総合分析センター

二　変更の年月日　平成二十四年四月一日

○国家公安委員会告示第十四号

交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）第三条第二項後段の規定に基づき、交通事故調査分析センターから、事故例調査に従事する職員の身分を示す証票の様式の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十七日　　国家公安委員会委員長　松原　仁

一　変更後の様式　別記様式のとおり。

二　変更年月日　平成二十四年四月一日

別記様式

（表）

第　□□－　号

身分証明書

所属　○○○○○○○

氏名

生年月日　年　月　日生

写真

上記の者は、道路交通法第108条の14第2号に規定する事故例調査の業務に従事する者であることを証明する。

年　月　日

国家公安委員会指定　交通事故調査分析センター

公益財団法人　交通事故総合分析センター　印

（裏）

道路交通法（抜粋）

第108条の15　事故例調査に従事する分析センターの職員は、事故例調査を行うために関係者に協力を求めるに当たっては、その生活又は業務の平穏に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

2　事故例調査に従事する分析センターの職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。